

田原地域振興計画

保存版

未来へつなげ 輝くまち田原



令和6年4月
田原みらいづくり協議会

田原地域振興計画とは

I 策定の背景と目的

田原地域でも、高齢者の見守りや子育て支援等の福祉に関する課題をはじめ、移動手段の確保、環境保全、防犯防災対策、交通安全対策など多種多様な地域課題への対応が求められています。

この計画は、田原地域に暮らす人々が、お互いに助け合い、知恵を出し合つて地域の特色を活かした魅力ある地域づくりのための活動を行うとともに、住民及び団体相互の交流及び連携を推進し、安心して生活できる住みよい田原地域をつくることを目的に策定しました。

2 性格及び役割

この計画は、基本方針と基本施策・主な事業で構成しています。田原みらいづくり協議会を中心に住民自らが地域課題の解決のために優先的・重点的に取り組んでいく事業を明らかにしたものです。

3 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

4 まちの将来像

「未来へつなげ 輝くまち田原」

5 基本方針

田原地域の魅力や問題を整理し、課題解決に向けた地域づくり活動の基本方針を次のとおりまとめました。

テーマ 1	地域資源を保存・活用し、活力を創出する地域をみんなでつくる	1-1 山林・河川などの自然環境及び生活環境の保全 1-2 文化財や伝統芸能など文化資源の保存及び活用 1-3 地域資源の活用による交流人口の増加
テーマ 2	誰もが元気に暮らせる地域をみんなでつくる	2-1 高齢者の見守りと生活支援 2-2 生涯学習の推進 2-3 健康づくりの推進 2-4 コミュニティ交流拠点の充実
テーマ 3	子どもを健やかに育む地域をみんなでつくる	3-1 子育て環境の充実 3-2 地域の教育環境の充実
テーマ 4	便利で安全・安心な地域をみんなでつくる	4-1 移動手段の確保 4-2 防犯防災、交通安全対策の充実
テーマ 5	人と人がふれあい支えあう地域をみんなでつくる	5-1 地域づくり組織の充実 5-2 民主的で開かれた組織づくりの推進 5-3 地域づくりを支える活動の支援と住民相互の交流推進

6 | 基本施策・主な事業

テーマ
1

地域資源を保存・活用し、活力を創出する地域をみんなでつくる

1-1 山林・河川などの自然環境及び生活環境の保全

田原の魅力は、山林や河川などの自然と生活が調和しているところです。山林や農地の荒廃、獣害被害を食い止め、自然環境豊かな美しい地域をつくります。

- ◆地域の一斉清掃、農地の管理、山林の手入れなど自然や生活環境の保全
- ◆花木の植栽や花壇づくりなど住民の手による風景づくり
- ◆ペットの飼育マナー、野焼き、空き地、空き家の管理など、良好な生活環境を実現するためのルールづくり
- ◆遊休農地を活用した景観作物の栽培、田んぼアートや太陽光発電事業などの実施

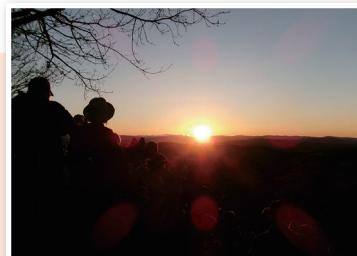


竹藪整備

1-2 文化財や伝統芸能など文化資源の保存及び活用

田原には迫間不動尊や大岩不動尊、大雲寺、小松寺、多為神社、大島雲四郎、お祭り、神楽など幅広い文化財や伝統芸能など文化資源があります。これらを地域の宝とし保存・伝承します。

- ◆地域の文化財、まつりなど伝統芸能の保存・伝承
- ◆各地域の昔話や言い伝えの調査、次世代への伝承
- ◆歴史講座の開催、田原地域の歴史案内人や語り部の育成
- ◆田原が誇れる名所や地域資源の発掘、「(仮称)田原お宝マップ」の作成
- ◆文化資源を解説した案内板も設置



明王山初日の出登山

1-3 地域資源の活用による交流人口の増加

多くの方が田原地域を訪れるよう地域資源を生かしたイベントを開催します。魅力ある地域をつくるとともに、観光資源を積極的にPRします。

- ◆四季の魅力を伝える写真コンテストの開催
- ◆ホタルの保護と河川環境の保全によるホタルの名所づくり
- ◆田原の地域資源を巡るウォーキングコースの設置
- ◆ふるさと農園を活用した都市住民との交流促進イベントの開催
- ◆ホームページを活用した観光、イベント、花だよりなどの情報発信
- ◆田原出身者にふるさとの情報を伝えるための「ふれあいだより」やイベントチラシなどの送信
- ◆田原の新鮮な野菜や果物、イノシシの肉など地域産物のPR



ホタルの楽校

2-1 高齢者の見守りと生活支援

家族、地域、行政が連携協力し、高齢者の安否確認や見守り、生活支援できる仕組みをつくります。

- ◆高齢者世帯の安否確認、傾聴、日常生活の困りごとの手助けをするボランティア組織の育成
- ◆地域の子ども達と協力した高齢者世帯への配食サービスの実施
- ◆いきいきふれあいサロンの拡充、公民センターなどを活用した高齢者が交流するたまり場（カフェなど）づくり
- ◆移動販売や宅配サービス業者と連携した高齢者の買物支援

2-2 生涯学習の推進

住民の学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供や子ども達の興味・関心を高める学習活動が求められています。いつまでも学習に親しむことができ、学ぶ喜びが実感できる生涯学習活動を推進します。

- ◆幅広い世代にわたって学習活動を推進していくため、その成果を発表する文化祭の開催
- ◆様々な年齢層や地域の学習ニーズに応じるため、気軽に参加できるワンコイン講座の開催

2-3 健康づくりの推進

田原地域が元気であり続けるためには、そこで暮らす住民が健康でなければなりません。健康を維持するために、軽スポーツや食生活の改善による健康増進活動を推進します。

- ◆ジョギング、ウォーキング、ゲートボール、グラウンドゴルフなど軽スポーツに参加できる機会の創出
- ◆食生活の改善や健康食を普及させるための健康料理教室の開催
- ◆高齢者世帯の健康増進のための健康食の配給サービスや食事会の開催
- ◆夜間でも安全に利用できるウォーキングコースの設定



2-4 コミュニティ交流拠点の充実

田原ふれあいセンター周辺を地域の「コミュニティ交流拠点」として位置づけ、既存の公共施設等の活用により、高齢者、子ども、子育て世帯をはじめとする地域住民の交流の場、たまり場などを創出します。

- ◆地域住民がつどえる多目的公園の創出
- ◆田原ふれあいセンターを活用した各種イベントの開催



ふれあいウォーキング大会



グラウンドゴルフ大会



ふれあい文化祭

3-1 子育て環境の充実

若者が定住するために、子育て環境が充実した地域でなければなりません。地域全体で子育て支援する仕組みをつくります。また、子育て中の親子同士が集い、交流できる場をつくり、安心して子育てできる地域を目指します。

- ◆子育て時期の親子が集まれるたまり場づくり
- ◆地域における子どもの一時預かりなど子育て支援の仕組みづくり
- ◆子育てや生活の知恵を学ぶ多世代型交流事業の実施
- ◆子どもが元気に遊べるよう山や林、川など自然を活かした遊び場づくり

3-2 地域の教育環境の充実

地域ぐるみの教育により、田原地域に誇りと愛着を持つ子どもを育てることが大切です。地域の子ども達を健やかに育むよう大人が子どもに地域のことを教えたりすることができる機会をつくります。

- ◆子ども達の自主性と創造性を伸ばすため、子ども達の創意工夫によるイベントを開催
- ◆高齢者の特技(裁縫、郷土料理、将棋、囲碁、習字、そろばん、わらぞうりづくりなど)や生活の知恵を子ども達に伝える講座の開催
- ◆ふれあいセンターを活用した放課後や休日の子どもの居場所づくり
- ◆子ども達の自主学習をサポートする田原版寺子屋の実施
- ◆地域ぐるみのあいさつ運動の推進



田原ふれあいセンター



放課後子ども教室



たわらっこクラブ



竹細工教室



七タピアノコンサート後の風船飛ばし

4-1 移動手段の確保

高齢者がいきいきと暮らすためには、買物や通院など自由に外出でき、人との交流が大切です。住民主体による高齢者等交通弱者の移動を支援する仕組みをつくります。

- ◆生活支援と地域住民が交流できるための地域内バスの運行
- ◆住民の助け合いによる高齢者等交通弱者の買物、通院などの送迎サービスの仕組みづくり

4-2 防犯防災、交通安全対策の充実

安全な地域づくりのためには、住民が主体となった防犯防災体制の構築が必要です。また、地域の子ども達を守るために、地域ぐるみで登下校の交通安全や防犯活動に取り組みます。

- ◆地域の防災課題について話し合う「田原防災会議」の開催
- ◆応急手当に関する正しい知識と技術を普及させるための普通救命講習会の開催
- ◆救出救助のための防災資機材や救命のためのAEDの整備
- ◆消防団活動を活性化させるための応援体制づくり
- ◆田原子ども見守りボランティアや交通安全協会の活動支援
- ◆防犯灯、門灯、センサーライトによる夜間ライトアップ運動の推進
- ◆交通安全ボランティアの活動強化と看板による啓発



安全登下校出発式



消防操法大会



救急救命講習会



見守りボランティア研修会



消火体験



段ボールベット作り



通学路安全街頭指導

5-1 地域づくり組織の充実

地域が一丸となって住民主体の地域づくりを推進するための組織が必要です。住民の力が最大限に發揮できるよう組織の機能を充実します。

- ◆各種団体への啓発と組織への加入促進による地域委員会の体制の充実
- ◆行政や他の地域委員会との連携

5-2 民主的で開かれた組織づくりの推進

住民主体の地域づくりを推進するためには、田原地域について語り、地域づくりのアイデアを自由に出し合う場が必要です。また、地域をけん引するリーダーを育成する場をつくります。

- ◆田原の将来について語り合う「田原みらい会議」の開催
- ◆住民の小さな声を拾い上げる「住民意見箱」の設置
- ◆地域づくりをけん引するリーダーの育成

5-3 地域づくりを支える活動の支援と住民相互の交流推進

地域を支える多様な団体の活動を支援する必要があります。また、効果的に地域全体に広がりを持った地域活動になるよう地域内の団体、企業、自治体、住民相互の交流を推進します。

- ◆地域住民が一堂に会し、地域の一体感が醸成される行事・イベントの開催
- ◆地区ごとの活動の支援及び地区相互の連携強化のための活動の支援
- ◆田原地域のサポーターをつくるための田原出身者を交えた交流行事の開催
- ◆地元企業と連携した地域ボランティア活動の実施
- ◆女性が企画運営する活動の推進
- ◆若者が企画運営する活動の推進



わいわい会議



安全安心自主防災学習会



女性主体の企画講座 寄席

田原みらいづくり協議会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、田原みらいづくり協議会と称し、事務所を田原ふれあいセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、関市自治基本条例に沿った地域の特色を活かした魅力ある地域づくりのための行動を行うとともに、住民及び団体相互の交流及び連携を推進し、安心して生活できる住みよい田原地域をつくることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、田原地域に住所を有する個人、自治会並びに地域内に活動拠点を有する各種団体及び法人で構成する。

2 本会の運営は、第5条に規定する役員及び第13条第2項で規定する部会員が行う。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境保全、美化に関すること
- (2) 文化やスポーツ、生涯学習の振興に関すること
- (3) 地域福祉の増進に関すること
- (4) 子どもの健全育成に関すること
- (5) 防犯、防災及び交通安全に関すること
- (6) 地域住民相互の交流、親睦等地域づくりの推進に関すること
- (7) その他、目的を達成するために必要なこと

第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に、地域選出役員・団体選出役員と自治会との協働を図るため自治会選出役員を置く。

2 地域選出役員・団体選出役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 若干名 |
| (3) 部会長 | 6名 |
| (4) 理事(地域・団体選出) | 数名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 監事 | 2名 |

3 自治会選出役員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 副代表(支部長) | 1名 |
| (2) 理事(自治会選出) | 若干名 |

(役員の選任)

第6条 部会長を除く地域選出役員・団体選出役員は、役員推薦委員会で推薦し、総会において承認する。

2 自治会選出役員は、関市自治会連合会田原支部長及び自治会長から選出する。

3 理事(活動部会選出)は、副部会長の中から選出する。

(職務)

第7条 代表は、本会を代表し、その業務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務を総括する。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 監事を除く役員は、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、本会の業務を行う。

6 監事は、本会の会計、資産及び会務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

- 第 8 条 地域選出役員・団体選出役員の任期は 2 年、自治会選出役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

- 第 9 条 本会に、顧問を置くことができる。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第 10 条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 活動部会

(総会)

- 第 11 条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、役員及び部会員をもって構成する。

- 2 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、代表が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任及び解任
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、役員及び部会員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した役員及び部会員は出席者とみなす。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

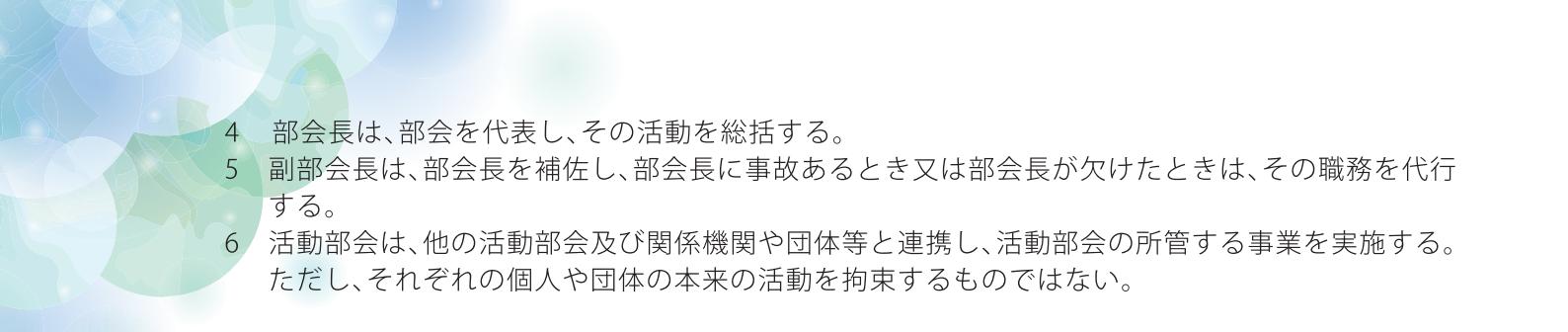
- 第 12 条 役員会は、代表、副代表、部会長、理事、事務局長、会計をもって構成する。

- 2 役員会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 各活動部会の活動内容と協力体制の確認等に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 役員会は、代表が必要と認めたときに開催し、議長は、代表がこれにあたる。ただし、前項第 3 号で部会間の連絡調整が特に必要と認められるときは、代表は必要な役員、部会長及び役員以外の者を招集し連絡調整部会(部会長会)を開催することができる。
- 4 役員会の議事は、役員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(活動部会)

- 第 13 条 本会に、第 4 条の事業を行うために以下の活動部会を置く。

- (1) 総務・広報部会
 - (2) 教育・交流部会
 - (3) 福祉部会
 - (4) 健康・スポーツ部会
 - (5) 安全・安心部会
 - (6) 生活環境部会
- 2 各活動部会は、部会員で構成される。部会員には、活動部会を運営するために登録された個人並びに自治会、各種団体及び法人の代表者をもってあてる。その選任方法は別に定める。
 - 3 各活動部会は部会長 1 名及び副部会長若干名を置き、各活動部会の部会員の互選とする。

- 
- 4 部会長は、部会を代表し、その活動を総括する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 活動部会は、他の活動部会及び関係機関や団体等と連携し、活動部会の所管する事業を実施する。ただし、それぞれの個人や団体の本来の活動を拘束するものではない。

第4章 資産及び会計

(資産)

第14条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 交付金
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2 本会の経費は、資産をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、活動部会及び事務局において検討し、役員会の承認を得て代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、代表は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第17条 本会の事業報告書及び収支計算書等の決算に係る書類は、毎会計年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、会計及びその他必要な職員を置く。
- 3 事務局職員は、代表が任免する。

第6章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第19条 この会則を変更するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第20条 本会が解散するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

第7章 雜則

(委任)

第21条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

付則

この会則は、平成25年11月24日から施行する。

付則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

田原みらいづくり協議会組織図

総 会

田原みらいづくり協議会の最高決定機関です。1年間の活動や予算等について審議し、決定します。顧問、役員(監事を含む)及び活動部会員で構成します。

役員会

総会で審議することや協議会の運営に関する事を決定します。代表、副代表、理事、事務局長及び会計で構成します。

役員推薦委員会

代表、事務局長、会計、監事、理事(地域・団体選出)を推薦します。役員会の推薦を受け、総会で選任された推薦委員をもって構成します。

活動部会

地域課題を解決するための事業を実施します。田原地域の住民や田原で活動する自治会・各種団体や法人の代表で構成します。

総 会

(顧問、役員、監事、活動部会員)

顧問(若干名)

監 事(2)

役員推薦委員会

推薦委員(7)

役員会

代 表(1)

副代表

- ・自治連田原支部長(1)
- ・活動部会長(6)

事務局

- ・事務局長(1)
- ・会計(1)

理 事

- ・地域、団体選出(数名)
- ・自治会選出(若干名)

活動部会

(1) 総務・広報部会

個人並びに自治会・各種団体及び法人の代表で構成

(2) 教育・交流部会

"

(3) 福祉部会

"

(4) 健康・スポーツ部会

"

(5) 安全・安心部会

"

(6) 生活環境部会

"



田原地域振興計画

「未来へつなげ 輝くまち田原」

発行日：令和6年4月
発 行：田原みらいづくり協議会
〒501-3928 関市西田原1426番地1
TEL・FAX: 0575-24-4848
E-Mail:tawara-f@ccn3.aitai.ne.jp
HP:<https://tawara-f.org/main/index.html>

田原みらいづくり協議会

検索

